

令和元年分 所得税の確定申告 相談・受付

令和元年分(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分)の所得税の確定申告の相談・受付をします。

期間は2月17日(月)～3月16日(月)の平日

ただし、2月24日(月・振休)藤代庁舎、3月1日(日)取手勤労青少年体育センターに限り、正午まで受け付けます(右表★がある日)。

〈時間〉午前9時～午後4時(番号札は午前8時から配布)

〈会場〉取手勤労青少年体育センター(市役所裏体育館)

藤代庁舎(2月24日(月・振休)午前のみ)

市役所ではできません！次の所得税の申告は竜ヶ崎税務署で

青色申告、損失申告、雑損控除の申告※1、特定支出控除(給与所得)の申告、譲渡所得(土地建物・株式・ゴルフ会員権など)の申告、譲渡損失の繰越の申告、住宅借入金等特別控除(初年度の方)の申告、準確定申告(令和元年中や申告までの2年中に亡くなった方の申告)、元年分以外の申告、海外に扶養親族がいる方の申告、配当所得の申告※2

※1 市県民税の申告の場合、市役所で受け付けます

※2 少額配当で確定申告不要制度を選択した場合、市県民税の申告は必要となり市役所で受け付けます

種類	日程	会場	受付時間	
出張	1月	30(木)	井野公民館	9:00～ 16:00
		31(金)	福祉会館(市民会館隣)	
	2月	4(火)	戸頭公民館	
		5(水)	小文間公民館	
		6(木)	高須公民館	
		7(金)・10(月) 12(水)・13(木)	藤代庁舎	
通常	2月	17(月)～21(金)	取手勤労青少年体育センター	9:00～ 16:00
		24(月・振休)★	藤代庁舎	9:00～ 12:00
	3月	25(火)～28(金)		9:00～ 16:00
		1(日)★		9:00～ 12:00
		2(月)～6(金) 9(月)～13(金) 16(月)	取手勤労青少年体育センター	9:00～ 16:00

▼確定申告期間前に所得税の還付申告と市県民税の申告を受け付けます。

所得税の確定申告

問 竜ヶ崎税務署 ☎66-1303

令和元年分の所得(各種の所得の合計額)と所得税額を計算し、源泉徴収された税額などの過不足を精算する手続きです。

給与所得だけで年末調整がお済みの方、給与収入額が103万円以下の方、所得合計額が38万円以下の方は原則として申告の必要はありません。

■還付を受けるには

元年中に所得税を源泉徴収され、次に該当する方は、確定申告で所得税が還付されることがあります。

- ・年末調整を受けていない方
- ・年の途中で退職し、その後就職しなかった場合など
- ・源泉徴収票の記載内容の他に、各種所得控除の適用を受ける方

■公的年金等の雑所得の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等の雑所得以外の所得が20万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要です。

※ただし、還付申告ができる場合や、市県民税申告(右記参照)が必要な場合があります

■竜ヶ崎税務署での申告受付

〈期間〉2月17日(月)～3月16日(月)の平日

※2月24日(月・振休)・3月1日(日)は開場

〈時間〉午前9時～午後4時(受け付けは午前8時30分から)

※相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでにお越しください

〈会場〉竜ヶ崎税務署別館1階会議室(龍ヶ崎市川原代町1182-5)

◆ID・パスワードがある方はe-Taxで申告ができます

問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、自宅のパソコンやスマホから申告ができます。

市県民税の申告

問 市課税課 ☎内線1243

令和元年分の所得を計算し、所得税の確定申告の不要な方でも、次に該当する方は市県民税の申告が必要な場合があります。

原則として、税務署に所得税の確定申告書を提出した方、または提出予定の方は、市県民税の申告は必要ありません。

■市県民税の申告が必要な方

- ・公的年金受給者で所得税の確定申告は不要だが、所得控除などを追加したい方
- ・所得がなく誰の扶養にも入っていない方(遺族年金・障害年金・失業保険など非課税所得のみで、誰の扶養にも入っていない方も含む)
- ・勤務先から市に給与支払報告書の提出がない方
- ・特定配当等に係る所得の申告で、所得税とは異なる課税方式を選択する方

■申告用紙を1月下旬に発送・配置

前年に市県民税の申告をした方には、1月下旬に申告用紙を発送します。※申告用紙は、1月下旬から市課税課・藤代総合窓口課に配置します。取手支所・取手駅前窓口・戸頭窓口・各公民館などは配置していません

◆パソコンで市県民税の申告書を作成するには

市ホームページ(「申告書の作成」で検索)で、申告書の作成や税額の試算ができます。入力は1月下旬から可能です。

〈提出方法〉完成した申告書を印刷し、下段の必要書類とともに〒302-8585寺田5139課税課宛てに郵送

※システム上からのデータ送信や、所得税の確定申告書、収支内訳書、分離課税分(譲渡所得など)・平成30年度分以前の市県民税の申告書の作成はできません

申告に必要な持ち物 申告内容によって必要な書類などは異なります

- ・印章(認印可)
- ・還付申告の場合は、振込先金融機関の口座番号が分かるもの
- ・個人番号(マイナンバー)の記載に係る本人確認書類
個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方は、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。個人番号カードをお持ちでない方は下記の「番号確認書類」と「身元確認書類」が必要です。

番号確認書類
▼通知カード
▼住民票の写し(個人番号の記載があるもの)などのうちいずれか一つ

身元確認書類
▼運転免許証▼旅券▼身体障害者手帳▼在留カード▼公的医療保険の被保険者証▼源泉徴収票などのうちいずれか一つ

+

- ・税務署や市役所から送付された書類
申告用紙やお知らせの通知、はがきなど
- ・所得金額を証明する書類
給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本)、個人年金などを受けている場合は支払金額および必要経費などが分かるもの、支払調書 など
- ・収支内訳書
事業所得または不動産所得がある方は、収入と経費が分かるもの
- ・各種控除に必要な証明書・領収書
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書(6ページ参照)、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類、寄付金の受領証、その他参考となるもの(障害者手帳など)